

情報公開条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改 正 後	改 正 前	備考
第1条 略 （定義） 第2条 略 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u> 一 <u>官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。</u> 二 <u>公文書の管理に関する条例（令和●年宮城県条例第●号）第2条第4項に規定する特定歴史行政文書等</u> 三 <u>規則で定める県の機関等において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。</u>	第1条 略 （定義） 第2条 略 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u> _____ _____ であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 _____ _____ _____ _____ _____ _____	公文書管理条例における行政文書の定義との整合を図るための改正

3 この条例において「行政文書の開示」とは、<u>スライドフィルム又は電磁的記録以外の文書</u>_____を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。 第3条～第12条の2 略 (手数料等) 第13条 略 2 第四条の行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書_____の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。 第13条の2～第17条 略 (他の法令による開示の実施との調整) 第18条 略 2 略 <u>3</u> 略	3 この条例において「行政文書の開示」とは、_____文書、<u>図画又は写真</u>を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。 第3条～第12条の2 略 (手数料等) 第13条 略 2 第四条の行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書、<u>図画又は写真</u>の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。 第13条の2～第17条 略 (他の法令による開示の実施との調整) 第18条 略 2 略 <u>3</u> この章の規定は、<u>図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。</u> <u>4</u> 略	第2項の改正に伴う改正 第2条第2項の改正に伴う改正 第2条第2項の改正に伴う改正
---	--	--

第 1 9 条～第 3 4 条 略 _____ 第 3 5 条 削除 _____ _____ _____ _____ _____ 第 3 6 条～第 4 0 条 略 附 則 1 ～ 9 略	第 1 9 条～第 3 4 条 略 <u>(行政文書の管理)</u> 第 3 5 条 <u>実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。</u> <u>2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 前項の行政文書の管理に関する定めにおいては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。</u> 第 3 6 条～第 4 0 条 略 附 則 1 ～ 9 略	公文書管理条例の制定に伴い削除するもの
---	---	----------------------------